

## 測量・調査・設計業者技術者名簿コード表(令和元年10月1日適用)

### 1. 測量・調査・設計業者コード

	測量業者	建設コンサルタント	補償コンサルタント	地質調査業者	建築士事務所等
コード	1	2	3	4	5

### 2. 建設事務所コード

建設事務所	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	志摩	伊賀	尾鷲	熊野
コード	01	02	03	04	06	07	08	09	10	11

### 3. 有資格者コード

#### (1) 測量業者

資格区分	コード	資格区分の内容
測量士	101	測量士

## (2)建設コンサルタント

資格区分	コード	資格区分の内容	左記コードと同時登録できないコード																		
技 術 士 〔配置予定登録部門は3部門に限る。〕	201	建設部門(選択科目：河川、砂防及び海岸・海洋)	231	271	261																
	202	建設部門(選択科目：港湾及び空港)	232	272																	
	203	建設部門(選択科目：電力土木)	233	273																	
	204	建設部門(選択科目：道路)	234	274	262																
	205	建設部門(選択科目：鉄道)	235	275																	
	206	上下水道部門(選択科目：上水道及び工業用水道)	236	276																	
	207	上下水道部門(選択科目：下水道)	237	277	263																
	208	農業部門(選択科目：農業土木)	238	278																	
	209	森林部門(選択科目：森林土木)	239	279																	
	210	建設部門(選択科目：都市及び地方計画)で登録し、造園部門の業務の実務経験者	240	280	264																
	211	建設部門(選択科目：都市及び地方計画)	230	241	281																
	212	応用理学部門(選択科目：地質)	242	282	265																
	213	建設部門(選択科目：土質及び基礎)	243	283	266																
	214	建設部門(選択科目：鋼構造及びコンクリート)	244	284	267																
	215	建設部門(選択科目：トンネル)	245	285	268																
	216	建設部門(選択科目：施工計画及び施工設備及び積算)	246	286																	
	217	建設部門(選択科目：建設環境)	247	287																	
	218	機械部門(選択科目：機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器)	248	288																	
	219	衛生工学部門(選択科目：廃棄物管理)	249	289																	
	220	電気電子部門	250	290																	
	221	水産部門(選択科目：水産土木)	251	291																	

	222	衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士(濃度関係)として登録した者												
	223	応用理学部門(選択科目:物理及び化学)で登録した技術士で、かつ、計量法により、環境計量士(騒音・振動関係)として登録した者												
第1種下水道技術検定合格者	224	日本下水道事業団法施行令第1種下水道技術検定に合格後、5年以上の実務経験者												

資格区分	コード	資格区分の内容	左記コードと同時登録できないコード												
1級建築士	230	1級建築士の免許取得後、都市及び地方計画部門の業務で5年以上の実務経験者	211	241	281										
登録規程の技術管理者 〔登録部門の科目を選択した技術士、都市及び地方計画部門で登録された建築士及びRCCMを除く。〕  〔配置予定登録部門は、建設コンサルタント登録規程の登録部門及び別表2に掲げる登録部門と密接に関連のある1部門までに限る。ただし、登録部門と密接に関連のある部門(1部門に限る。)については、次ページのコード(261~268)を使用してください。〕	231	河川、砂防及び海岸・海洋部門	201	271	261										
	232	港湾及び空港部門	202	272											
	233	電力土木部門	203	273											
	234	道路部門	204	274	262										
	235	鉄道部門	205	275											
	236	上水道及び工業用水道部門	206	276											
	237	下水道部門	207	277	263										
	238	農業土木部門	208	278											
	239	森林土木部門	209	279											
	240	造園部門	210	280	264										
	241	都市及び地方計画部門	211	230	281										
	242	地質部門	212	282	265										
	243	土質及び基礎部門	213	283	266										
	244	鋼構造及びコンクリート部門	214	284	267										
	245	トンネル部門	215	285	268										
	246	施工計画、施工設備及び積算部門	216	286											
247	建設環境部門	217	287												
248	建設機械部門	218	288												
249	廃棄物部門	219	289												

	250	電気電子部門	220	290											
	251	水産土木部門	221	291											
資格区分	コード	資格区分の内容	左記コードと同時登録できないコード												
登録規程の技術管理者の登録部門と密接に関連のある部門  〔配置予定登録部門は、建設コンサルタント登録規程の登録部門及び別表2に掲げる登録部門と密接に関連のある1部門までに限る。〕	261	河川、砂防及び海岸・海洋部門	201	231	271										
	262	道路部門	204	234	274										
	263	下水道部門	207	237	277										
	264	造園部門	210	240	280										
	265	地質部門	212	242	282										
	266	土質及び基礎部門	213	243	283										
	267	鋼構造及びコンクリート部門	214	244	284										
	268	トンネル部門	215	245	285										

資格区分	コード	資格区分の内容	左記コードと同時登録できないコード																		
RCCM 〔配置予定登録部門 は3部門に限る。〕	271	河川、砂防及び海岸・海洋部門	201	231	261																
	272	港湾及び空港部門	202	232																	
	273	電力土木部門	203	233																	
	274	道路部門	204	234	262																
	275	鉄道部門	205	235																	
	276	上水道及び工業用水道部門	206	236																	
	277	下水道部門	207	237	263																
	278	農業土木部門	208	238																	
	279	森林土木部門	209	239																	
	280	造園部門	210	240	264																
	281	都市計画及び地方計画部門	211	230	241																
	282	地質部門	212	242	265																
	283	土質及び基礎部門	213	243	266																
	284	鋼構造及びコンクリート部門	214	244	267																
	285	トンネル部門	215	245	268																
	286	施工計画、施工設備及び積算部門	216	246																	
	287	建設環境部門	217	247																	
	288	機械部門	218	248																	
	289	廃棄物部門	219	249																	
	290	電気電子部門	220	250																	
291	水産土木部門	221	251																		

(3) 補償コンサルタント

資格区分		コード	資格区分の内容	左記コードと同時登録できないコード														
登録規程の補償業務 管理者		301	土地調査部門	321	331	341												
		302	土地評価部門	322	332	343												
		303	物件部門	323	333	342												
		304	機械工作物部門	324	334													
		305	営業補償・特殊補償	325	335													
		306	事業損失部門	326	336													
		307	補償関連部門	327	337													
建築 士事 務所	1級建築士	311	物件部門のうち建築物に関する調査等	312	313	344	345	346										
	2級建築士	312		311	313	344	345	346										
	木造建築士	313		311	312	344	345	346										
補償業務管理士		321	土地調査部門	301	331	341												
		322	土地評価部門	302	332	343												
		323	物件部門	303	333	342												
		324	機械工作物部門	304	334													
		325	営業補償・特殊補償部門	305	335													
		326	事業損失部門	306	336													
		327	補償関連部門	307	337													

資格区分		コード	資格区分の内容	左記コードと同時登録できないコード																
実務経験者		331	土地調査部門	301	321	341														
		332	土地評価部門	302	322	343														
		333	物件部門	303	323	342														
		334	機械工作物部門	304	324															
		335	営業補償・特殊補償	305	325															
		336	事業損失部門	306	326															
		337	補償関連部門	307	327															
三重県が発注した補償業務で1年以上の実務経験者	測量士 〔測量業務の資格者基準の該当者〕	341	土地調査部門(測量と併せて発注する場合)	301	321	331														
		342	物件部門：簡単な工作物及び竹林木調査(ただし、積算業務は除く。) (用地測量と併せて発注する場合)	303	323	333														
	不動産鑑定士	343	土地評価部門	302	322	332														
	1級建築士	344	物件部門(木造・木造特殊・及び非木造建物調査又は移転工法及び予備調査)	311	312	313	345	346												
	2級建築士	345	物件部門(木造建物及び木造特殊建物調査)	311	312	313	344	346												
	木造建築士	346	物件部門(木造建物及び木造特殊建物調査)	311	312	313	344	345												

(4)地質調査業者

資格区分	コード	資格区分の内容	左記コードと同時登録できないコード											
			402	403										
技 術 士	401	建設部門(選択科目:土質及び基礎)、応用理学部門(選択科目:地質)	402	403										
	402	建設部門(選択科目:土質及び基礎以外)、水道部門、農業部門(選択科目:農業土木)、林業部門(選択科目:森林土木)、応用化学部門(選択科目:地質以外)で登録し、地質調査で5年以上の実務経験者	401	403										
登録規程の技術管理者(技術士を除く。)	403	地質概査、物理探査、総合解析	401	402										
登録規程の現場管理者	411	地質調査	412	413										
地質調査技士	412	地質調査	411	413										
実務経験者	413	地質調査	411	412										



## (5) 建築士事務所等

資格区分	コード	資格区分の内容	左記コードと同時登録できないコード									
			502	503	511	512	513	514				
1級建築士	501	1級建築士免許を取得後、8年以上の実務経験がある1級建築士	502	503	511	512	513	514				
	502	1級建築士免許を取得後、3年以上8年未満の実務経験がある1級建築士	501	503	511	512	513	514				
	503	1級建築士免許を取得後、3年未満の実務経験の1級建築士	501	502	511	512	513	514				
	504	構造設計1級建築士	511	512	513	514						
	505	設備設計1級建築士	511	512	513	514						
2級建築士	511	2級建築士免許を取得後、13年以上の実務経験がある2級建築士	512	513	514	501	502	503				
	512	2級建築士免許を取得後、8年以上13年未満の実務経験がある2級建築士	511	513	514	501	502	503				
	513	2級建築士免許を取得後、5年以上8年未満の実務経験がある2級建築士	511	512	514	501	502	503				
	514	2級建築士免許を取得後、5年未満の実務経験の2級建築士	511	512	513	501	502	503				
木造建築士	521	木造建築士										
建築設備資格者	541	建築設備資格者として登録した建築設備士										
学会設備士	561	(公社)空気調和・衛生工学会が定める空気調和・衛生工学会設備士として登録された学会設備士										